

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがけの翌日)
(當日は休日には、その翌日)

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を
次のように定める。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県訓令第二号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令（昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

◆訓令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

農業振興地域の区域の変更
農業振興地域整備計画の策定

都市計画の変更（四件）

目 次

訓令

別表消防防災課の項中

一 危険物製造所等の設置の許可又は
位置等の変更の許可

二 危険物取扱者免状の交付、書換え
又は再交付

三 危険物製造所等の予防規程の認可

消防法

" "

六 七

" 六 七

" " 課 広報文書

を

三 二 一

六	五	四	三	二	一	農政課
者との合併の認可	地方卸売市場の開設者又は卸売業の譲渡し及び譲受けの認可	地方卸売市場における卸売の業務の許可	地方卸売市場の開設又は廃止の許可	農用地区域内における開発行為の許可	市町村農業振興地域整備計画の策定又は変更の認可	農政課
"	鳥取県地方卸売市場条例	" 法	" 卸売市場	"	農業振興地域の整備に関する法律	
"	"	"	一五	一七日に関係機関の意見の聴取に要する日数を加えた日数	一二	
"	"	"	一五	一〇日に関係機関の意見の聴取に要する日数を加えた日数	五	七
"	"	"	課	"	地方農林振興局	七
			広報文書	鳥取県農業会議の意見を要する。		

削除
危険物取扱者免状の交付、書換え
又は再交付

消防法

六

六
課
広報文書

に改める。

別表畜産課の項の次に耕地課の項として次のように加える。		地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売の業務の相続の認可	
		耕地課	
一	土地改良区の設立の認可	法 地地改良	七
二	土地改良区の定款の変更の認可	"	八
三	土地改良区の解散の認可	"	九
四	土地改良区の合併の認可	"	三
五	土地改良区の行う土地改良事業計画の変更の認可	"	二九
六	土地改良区の行う土地改良事業の廃止の認可	"	二一
七	土地改良区の行う新たな土地改良事業の事業の認可	"	七四
八	農業協同組合等の行う土地改良事	"	"
		法 地方農林振興局	
一	専門技術者の現地調査、鳥取県選挙管理委員会の意見の聴取並びに公告及び異議申立ての期間を含む。	九三	一四
二	鳥取県選挙管理委員会の意見の聴取の期間を含む。	三	七
三	鳥取県選挙管理委員会の意見の聴取の期間を含む。	一六	七九
四	鳥取県選挙管理委員会の意見の聴取の期間を含む。	六〇	"
五	鳥取県選挙管理委員会の意見の聴取の期間を含む。	"	"
六	専門技術者の現地調査並びに公告及び異議申立ての期間を含む。	"	"
七	専門技術者の現地調査に相当の日数を要する。	"	"

十八	削除	九	農業協同組合等の行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可
十九		十	業の施行の認可
二十		十一	数人が共同して行う土地改良事業の施行の認可
二十一		十二	市町村の行う土地改良事業の認可
二十二		十三	市町村の行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可
二十三		十四	土地改良区の換地計画の認可又は
二十四		十五	土地改良区の管理規程の認可
二十五		十六	県の行う土地改良事業の適否の決定
二十六		二十七	一四日に関係機関との協議に要する日数をえた日数
二十八	土地改良法施行令	二九	一二日に関係機関との協議に要する日数をえた日数
三十		三十一	七日に関係機関との協議に要する日数をえた日数
三十二		三十三	土地改良施設の予定管理者が定められている場合、その者との協議をする。

法定日数
組合設立に関する報告書を要求する場合は提出するまでの期間を除く。

に改める。

別表林務課の項中

森林組合の設立、定款の変更、解散又は合併の認可

十九 海岸保全区域の占用の許可

海岸法 一五

七

八 振興局 地方農林

六〇 五六 四

法定日数
組合設立に関する報告書を要求した場合は提出するまでの期間を除く。

を削除

四〇

"

三〇

"

"

を

八 六

旧慣使用林野整備計画の認可
森林組合の設立、解散又は合併の認可
生産森林組合の設立、解散又は合併の認可

法 森林組合

四〇

四

三〇

" "

(号外) 第12号 (第三種郵便物認可)

二十一 海岸保全区域における行為の許可

海岸保全区域における行為の許可

"

七

八 振興局 地方農林

別表水産課の項中第十四号から第十七号までを削り、第十八号を第十四号とし、同項の次に漁港課の項として次のように加える。

漁港課	一	漁港施設の処分の許可	漁港法	八日に関する。 係機関との協議に要する日数を加えた日数
	二	漁港施設の利用方法等の認可		
	三	漁港の区域内における行為の許可	" "	
	四	海岸保全区域の占用の許可	" "	
	五	海岸保全区域における行為の許可	" "	
	一五		" "	八日に関する。 係機関との協議に要する日数を加えた日数
	一五		" "	八日に関する。 係機関との協議に要する日数を加えた日数
			" "	広報文書課
			" "	農林水産大臣との協議を要する。

別表耕地課の項を削る。

別表都市開発課の項を削る。

附 則

この訓令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

告 示

条第一項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域
鳥取地域	鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定

により決定された市街化区域

て縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

二 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第三十七条の二の規定により指定された港湾隣接地域

三 山陰海岸国立公園の特別保護地区及び特別地域

四 鳥取空港の区域

五 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四、五、十から十七まで、四十六、四十八、四十九、五十三から五十五まで、五十八から六十一まで、六十五から六十八まで、百一から百四まで、百七から百十三まで、百二十三から百二十六まで、百三十から百三十四まで、百三十七から百三十九まで、百四十二から百五十二まで、百五十六から百五十八まで、百七十三、百七十五、百七十六、百七十九、百八十、百九十、百九十一、二百三及び二百四の区域並びに昭和五十四年二月一日現在の国有林の林班番号一から六まで、百十三、百十四及び千三十二の区域

(一) 名称
広域営農団地関連果樹生産流通管理施設等計画

(二) 対象地域

鳥取農業振興地域、国府農業振興地域、岩美農業振興地域、福部農業振興地域、気高農業振興地域、鹿野農業振興地域、青谷農業振興地域、郡家農業振興地域、船岡農業振興地域、河原農業振興地域、八東農業振興地域、若桜農業振興地域、用瀬農業振興地域、佐治農業振興地域、智頭農業振興地域、倉吉農業振興地域、羽合農業振興地域、泊農業振興地域、東郷農業振興地域、三朝農業振興地域、閔金農業振興地域、北条農業振興地域、大栄農業振興地域、東伯農業振興地域、赤崎農業振興地域、米子農業振興地域、淀江農業振興地域、会見農業振興地域、岸本農業振興地域、大山農業振興地域、中山農業振興地域、名和農業振興地域

(二) 名称

広域営農団地関連野菜広域流通加工施設設計画

(二) 対象地域

羽合農業振興地域、北条農業振興地域、大栄農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第九条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を策定したので、同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その計画書は、鳥取県農林部農政課及び関係地方農林振興局に備え置い

鳥取県告示第三百一號

鳥取県告示第三百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公示の縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化区域

追加する部分
鳥取市賀露町字米倉、字海岸、字神明及び字六万坊
変更する部分
鳥取市賀露町字西浜、字湊ノ一、字切戸、字下小路、字中小路、
字上浜及び字上小路ノ式、湖山町北三丁目、湖山町北五
丁目、湖山町南五丁目、秋里字下宅町ヶ坪、字三嶋及び字外河原、
商業町、浜坂字下河原壱、字西ノ前及び字東浜、江津字三嶋河原、
古海字西河原上及び字町田東、東町二丁目並びに久末字長砂裏

変更する部分

鳥取市賀露町字六万坊、湖山町北三丁目並びに古海字西榎田及び
字東榎田
削除する部分
鳥取市賀露町字六万坊、湖山町北三丁目並びに古海字西榎田及び
字東榎田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取市賀露町字西浜、字湊ノ一、字切戸、字下小路、字中小路、
字上浜及び字上小路ノ式、湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖
山町南五丁目、秋里字下宅町ヶ坪、字三嶋及び字外河原、
商業町、浜坂字下河原壱、字西ノ前及び字東浜、江津字三嶋河原、
古海字西河原上及び字町田東、東町二丁目並びに久末字長砂裏
西榎田、字東榎田及び字西河原上並びに東町二丁目

削除する部分

鳥取市古海字町田東並びに久末字長砂裏、字上長砂、字橋本田及

2 市街化調整区域

追加する部分

鳥取市久末字上長砂、字橋本田及び字曲り風並びに布袋字上ミ樋
詰、字樋詰、字道久、字東、字土居ノ内、字上岸ノ下、字下岸ノ
下、字扇子田、字高下田、字袖ノ木及び字古宮並びに小沢見字尾
崎地先から浜坂字東浜地先の公有水面

び字曲り風

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、同条第一項において準用する同法第二十二条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第一項において準用する同法第二十二条第一項の規定により、当該都市計画の図書を公示の縦覧に供する。

鳥取県告示第三百三号

十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

4 準工業地域
変更する部分

鳥取市商業町、立川町五丁目、吉方温泉四丁目並びに大村字北崎及び字八反田

5 工業専用地域
変更する部分

鳥取市秋里字下堀町ヶ坪並びに古海字西榎田、字東榎田及び字西河原上

削除する部分

鳥取市古海字町田東並びに久末字長砂裏、字上長砂、字橋本田及び字曲り風

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第三百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

追加する部分

3 住居地域

鳥取市湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖山町南五丁目、浜坂字下河原毫及び字西ノ前並びに江津字三嶋河原

2 第一種住居専用地域
変更する部分

鳥取市浜坂字東浜

1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域
第一種住居専用地域
変更する部分

北崎及び字八反田
鳥取市賀露町字米倉、字海岸、字神明及び字六万坊
字下小路ノ式及び字上浜、江津字三嶋河原、秋里字三嶋及び字中小路、河原、東町二丁目、立川町五丁目、吉方温泉四丁目並びに大村字八反田

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域
二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

米子市安倍字荒神森北、字荒神谷及び清水尻、彦名町字一番川、
皆生字小バイ、字上沖林、字長谷、字下屋敷及び字東林ノ上、上
福原字西元屋敷並びに中島字下古池井手添、字上古池井手添、字
下井手中江及び字井手中江並びに境港市昭和町九ノ四番地先原有
地並びに上道町字神岬から福定町字笠津向までの地先国有地及び
当該国有地地先公有水面

変更する部分

米子市安倍字荒神森及び字船入、彦名町字二番川、西福原字堀川
尻乙、祇園町二丁目、陰田町、大谷町、西町、皆生字西雁座、字
東雁座、字沖河端、字上野浪新田、字丸池及び字林田、東福原字
茶屋ノ内及び南原東、中島字大東沢、字井手辺、字屋敷、字荒神
貳及び字上井手中江、旗ヶ崎、安倍並びに灘町三丁目並びに境港
市外江町字油田、字内荒山及び字外荒山

2 市街化調整区域

追加する部分

米子市上安曇字深田、字大竈塚、字上ヲトウジ、字大塚及び字下
ヲトウジ、水浜字地アミ、字八反田、字踊橋及び字屋敷並びに一
本木字南砂田、字豆田、字板橋及び字下河原

変更する部分

削除する部分

米子市安倍字荒神森、皆生字丸池、東福原字茶屋ノ内及び字南原
井並びに中島字大東沢、字下古池井手添、字上古池井手添、字下
井手中江、字井手中江、字上井手中江、字井手辺、字屋敷及び字
荒神貳

3 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第三百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づ
き、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法
第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項
において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書
を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 第二種住居専用地域

追加する部分

米子市皆生字長谷、字下屋敷及び字東林ノ上、上福原字西元屋敷、中島字下古池井手添、字上古池井手添、字下井手中江及び字井手

中江、安倍字荒神森北、字荒神谷及び字清水尻並びに彦名町字一

番川

変更する部分

米子市皆生字丸池及び字林田、東福原字茶屋ノ内及び字南原東並びに安倍字荒神森

2 住居地域

追加する部分

米子市皆生字小バイ及び字上沖林

変更する部分

米子市祇園町二丁目、西町、皆生字西雁座、字東雁座、字沖河端及び字上野浪新田、西福原字堀川尻乙、安倍字船入並びに彦名町

字二番川

3 準工業地域

追加する部分

境港市外江町字油田及び字内荒山、昭和町九ノ四番地地先県有地並びに上道町字神岬から福定町字篠津向までの地先国有地及び当該国有地地先公有水面

変更する部分

米子市祇園町二丁目、陰田町、大谷町並びに境港市昭和町及び

江町字外荒山

4 工業地域

変更する部分

米子市安倍字船入、彦名町字二番川、富盛町字新開九、旗ヶ崎、安倍及び灘町三丁目

5 工業専用地域

変更する部分

境港市昭和町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課